

生活保護面接相談員の募集要領

生活保護事業の指導援助体制の整備強化を図るため、次のとおり生活保護面接相談員を募集します。

1 採用予定人員及び応募資格

採用予定人員	応募資格
1名	<p>1. 次のいずれかに該当する方で相談・援護業務遂行に必要な知識・経験を有する者</p> <p>①社会福祉士の資格を有する者 ②精神保健福祉士の資格を有する者 } 資格取得日平成22年3月31日以前 ③社会福祉主事資格を有し、生活保護業務を1年以上経験している者</p> <p>※在職証明・資格証明書類の写し等の提出をしていただきます。 男女の性別は問いません。</p> <p>2. 次のいずれかに該当する人は、応募できません。</p> <p>(1) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。） (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>

2 採用試験

面接試験および作文試験（主として人柄、性向等について面接を行います。）

(1) 日 時 平成22年3月19日（金）午後2時から（15分前に集合願います。）

(2) 会 場 市原市役所801会議室および802会議室

詳細は、申込みの後に通知します。

筆記用具は、持参ください。

3 結果通知

試験結果は全員に文書で通知します。

4 勤務条件等

- (1) 身 分 非常勤職員（嘱託職員）
- (2) 雇用期間 平成22年4月1日から平成23年3月末日まで（再任用の途あり）
- (3) 勤務日等 勤務日は、週4日
 （土・日及び国民の祝日、年末年始を除く）
 勤務時間は、午前8時30分～午後5時までです。
- (4) 勤務場所 市原市役所 保健福祉部 生活福祉課（市原市役所2階）
- (5) 報酬額 時給1,500円
 また自宅からの距離に応じて通勤費補助が支給されます。
- (6) 勤務内容 生活保護相談者の面接相談業務（面接相談、面接記録作成等）
- (7) その他 年次有給休暇あり

5 応募手続

申込用紙を提出

(1) 申込用紙は、所要事項を記入し、写真を貼付のうえ受付期間内に市原市役所2階生活福祉課に提出してください。

なお、申し込み用紙については市のホームページよりダウンロードできます。

(2) 申込書の提出及び問合せ先

〒290-8501

市原市国分寺台中央一丁目1番地1

市原市役所 保健福祉部 生活福祉課 給付班

(本庁舎2階)

電話 0436-22-1111 (代表) (内線 2291)

直通 0436-23-9865

6 受付期間

平成22年3月8日(月)～平成22年3月15日(月)

※3月15日まで募集がない場合は、3月16日より随時募集とします。

随時募集となった場合の試験等の日程の詳細については、応募者に別途通知いたします。

時間： 午前8時30分～午後5時まで(土・日を除く)

なお、郵送の場合は、3月15日(月)市原市役所必着とします。

7 その他

申込の際には、必ず申込書及び履歴書、資格免許証等の写を添付してください。

採用時には、在職証明書の提出をしていただきます。

記載内容不備のものについては受付できない場合があります。

※特に福祉業務経験、志望動機については詳細に記載してください。